

(介護予防) 訪問リハビリテーション
小平中央リハビリテーション病院
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団武蔵野会が（以下「事業者」という。）が小平中央リハビリテーション病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。）の居宅において、適正な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小平中央リハビリテーション病院
- (2) 所在地 小平市鈴木町1-146

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 従業者

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

従業者は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション計画及び報告書に基づき居宅を訪問し、事業の提供に当たる。

医事課

上記従業者と連携し、介護報酬請求業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時10分から午後17時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕は、主治の医師の指示に基づき、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕に沿って行う。

(利用料その他の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合の額によるものとする。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、通常の事業の実施地域を越えた地点からのその交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道5キロまで 無料（往復）

(2) 実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上 1キロ増す毎に100円加算（往復）

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた

ときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第 9 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、小平市（中島町、小川西町除く）、西東京市（芝久保町）、国分寺市（東恋ヶ窪、本多、本町）、東久留米市（滝山、柳窪、前沢）、とする。

（個人情報の保護）

第 11 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護委員会規定」を遵守し適切な取扱いを行うものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 12 条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 : 採用後 1 ヶ月以内
- （2）継続研修 : 別記「年間 教育・研修計画」に定める研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者（個人開設の場合は、「開設者」とする。）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第 14 条 事業所は、身体的拘束等の適正化のため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

付 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

平成 29 年 10 月 1 日 改定

平成 30 年 4 月 1 日 改定

令和 4 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定